

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 23 年 12 月 20 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 3 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

「自主規制規則の見直しに関する検討計画」（平成 23 年 7 月 19 日付）			検討結果（又は検討状況） （○検討済、△検討中）
提案事項			
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのある見直し 【有価証券の引受け等に関する規則、株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則】	⇒	<p>△現在、検討中</p> <p>（「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」（会員における引受けのあり方に関する検討会の下部機関））</p> <p>【今後のスケジュール】</p> <p>平成 24 年 1 月を目途に上記分科会の報告書を公表し、パブリックコメントを募集した後、「会員における引受けのあり方に関する検討会」にて規則改正案を検討。</p>
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	<p>○見直しの方針を決定 （外国証券の取引等に関する検討部会）</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>顧客からの取引口座設定の申し込みの規定について、「申込書の受入れ」の方法に限定しない形の規定に改正する。</p> <p>【今後のスケジュール】</p> <p>平成 24 年 1 月：規則改正案のパブリックコメントの募集予定 平成 24 年 2 月～3 月：規則改正を審議・公表予定 平成 24 年 4 月：規則改正施行</p>
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	<p>○見直しの方針を決定 （外国証券の取引等に関する検討部会）</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>インターネット等から発行者に関する情報を入手できる場合には、協会員による「資料等の提供等」の義務及び協会による公衆縦覧の義務を廃止する。</p> <p>【今後のスケジュール】</p> <p>平成 24 年 1 月：規則改正案のパブリックコメントの募集予定 平成 24 年 2 月～3 月：規則改正を審議・公表予定 平成 24 年 4 月：規則改正施行</p>

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討結果について

平成 23 年 12 月 20 日
外国証券の取引等に関する検討部会

平成 23 年 7 月 19 日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」において、規制の見直しの検討に着手するとしていた事項のうち「外国証券の取引に関する規則」に関する事項について、「外国証券の取引等に関する検討部会」における検討結果を以下のとおり取りまとめた。

I. 外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等（「外国証券の取引に関する規則」第 3 条の見直し）

1. 現行の対応及び要望事項

協会員は顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあっては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けなければならない。

また、約款については参考様式化されているものの、規則において一定の事項の記載が義務付けられている。

約款の交付義務及び顧客からの申込書の受入れ義務を廃止するとともに、約款の一定の事項の記載義務も廃止できないか。

2. 見直しの方向性

[申込書の受入れ義務の柔軟化]

(1) 約款の交付について

約款の交付については、以下の①及び②の観点から、現行の交付義務を維持することとする。

- ① 約款の交付については、約款の内容を顧客に周知するという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件（組入要件）について議論が行われており、今後、「約款の内容を知る機会をどの程度保

障するか」といった点が、議論される可能性も考えられる。

- ② また、約款については殆どの会社が約款集として他の約款と併せて顧客に交付をしていることから、外国証券取引口座を開設していない顧客についても外国証券取引口座約款を含む約款集が交付されている現状(実質的に外国証券取引口座約款の交付が行われている)に鑑みると、敢えて約款交付の規定を廃止する必要性は低いものと考ええる。

(2) 申込書の受入れについて

申込書の受入れについては、以下の①及び②の観点から、申込書が持つ機能(約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の顧客の同意を得ること及びその証跡を残すこと)を維持する内容の規定としつつ、その方法については「申込書の受入れ」に限定しない形の規定に改正する。

- ① 申込書の受入れについては、「約款の内容について顧客が同意し、取引口座の開設を申し込んだ」という証跡を残すという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件(組入要件)について議論が行われており、今後、「約款を契約内容とする旨の当事者の合意の方法」といった点が、議論される可能性も考えられる。
- ② しかしながら、申込書については、約款の交付の現状とは異なり、「証券会社による申込書の受入れが行われなければ、証券取引が行われなくなるという現状が、場合によっては顧客の取引機会の喪失に繋がりがねないという状況」、「既に国内証券取引を行っているにもかかわらず、改めて外国証券取引に係る書面の提出を求めることは顧客の手続き負担が増えるといった状況」が生じていることに鑑みると、申込書の受入れに係る規定について、所要の整備を図る必要性はあるものとする。

(3) 約款の記載事項(規則第3条第3項及び第4項)について

約款の記載事項については、以下の①及び②の観点から、現行規定(一定の事項の記載義務)を維持することとする。

- ① 「約款に基づく契約の締結」を自主規制規則で求める以上は、当該約款を構成する要件(必要契約事項)を何らかの形で明確にする必要がある。この点に関しては、「約款の記載内容(事項)についての規定は必要ない」とするメンバー会社からも、その付帯条件として、モデル(参考様式)による一定の記載内容(事項)の提示が求められている。

- ② 必要契約事項の記載漏れがないよう担保するためには、モデルではなく、一定基準を規則に規定する必要があると考える。

Ⅱ. 外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等（「外国証券の取引に関する規則」第 27 条～第 31 条の見直し）

1. 現行の対応及び要望事項

国内非上場の公募外国株券等の引受等を行う協会員（当該協会員が 2 社以上あるときは代表する 1 社）は、発行者との間で締結した契約に基づき、当該発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料等を顧客に提供するとともに、本協会に提出することとされている。

本協会は、協会員から資料等の提出を受けた場合は、その旨を会員通知するとともに、資料等をホームページ及び縦覧室にて公衆縦覧に供している。

協会員による「資料等の提供等」の義務及び協会による会員通知、公衆縦覧の制度を廃止できないか。

2. 見直しの方向性

〔一定の条件を満たす場合における「資料等の提供等」の義務の撤廃〕

規則第 28 条「資料等の提供等」の規定は、国内非上場の公募外国株券等（以下「POWL 銘柄」という。）について、日本の投資者が国内において「投資判断に資する情報」（以下、「投資情報」という。）を入手できる環境を整備しているものであるが、インターネット等から投資情報を入手できる場合（発行者のホームページ又は当該銘柄が上場している外国金融商品取引所のホームページで情報が公表されている場合を想定）には、以下の（1）及び（2）の観点から、協会員による資料等の提供義務並びに本協会による会員通知及び公衆縦覧（ホームページへの掲載・縦覧室での書面の備置）を廃止することとする。（*1）

なお、本協会による公衆縦覧を廃止した場合も、本協会ホームページにおいて POWL 銘柄の銘柄名等を一元的に閲覧できるという利便性が保たれるよう、「POWL 銘柄の一覧表（証券コード、発行会社名、主たる上場市場が一覧になったもの）」についてはホームページへの掲載を継続することとする。（*2）

(1) インターネットの普及

- ・ 本規定の制定当時（平成6年2月）、投資情報の提供は、紙媒体で行われるのが主流であり、日本の投資者が直接、海外の発行者の情報を入手できる環境になかったことから、本協会において、公募により不特定多数の者に取得されている POWL 銘柄に関する情報を縦覧に供したり、会員通知を行う意義はあった。
- ・ しかしながら、今日においては、インターネットの普及が進み、外国金融商品取引所又は発行者のホームページにアクセスすることにより、協会員、投資者ともに直接かつ容易に POWL 銘柄に関する情報を入手することが可能となっている。
- ・ また、金融庁においても、インターネットの普及を前提とした開示規制の見直しが行われており、既発行の海外発行証券について、投資者が国内においてインターネット等により発行者に関する情報を取得可能な場合には、法定開示に依らず不特定多数の者への勧誘を認めるといった対応（外国証券売出し制度の新設）が取られている。
- ・ 上記の状況及び本協会が公表する POWL 銘柄情報へのアクセス件数が僅かである状況（*3）を踏まえると、協会員による資料等の提供及び本協会による会員通知・公衆縦覧を行う意義は薄れているものとする。

(2) 公表される情報の内容

- ・ 顧客から保管の委託を受けた外国証券については、POWL 銘柄を含め、規則第6条において、発行者が公表した投資判断に資する重要な資料の提供等が規定されており、また、外国証券取引口座約款に基づき、所有者の地位に重要な変化を及ぼす事実、配当金等の支払い、重要な株主総会議案については顧客に通知を行うことになっている。このため、本規定が削除されたとしても、顧客への主要な情報の提供体制は維持される。
- ・ 現行、本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に関する情報については、発行者のホームページもしくは上場外国金融商品市場のホームページにおいて、発行国の法令又は当該市場の規則に基づき公表されている情報と同じものであり、投資者としては、本協会のホームページにアクセスするか、発行者等のホームページにアクセスするかの違いしかない。
- ・ 上記の状況を踏まえると、本規定が削除されたとしても、投資者は、①規則第6条及び外国証券取引口座約款に基づき協会員から提供される情報、②発行者等のホームページから入手できる情報、③EDINET から入手できる法定開示情報を国内において入手することができ、現行入手できる情報と比べて、情報の量・質が損なわれることはないものとする。

(※1) インターネット等から投資情報を入手できない場合には、現行と同じレベルの情報提供が行えるよう協会員に義務を課すこととする。具体的には、発行者（我が国における代理人を含む）からの情報収集、顧客への情報提供及び公衆縦覧を協会員に義務付ける。

(※2) 本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に係る情報は、協会員が次の（イ）又は（ロ）のとおり利用している実態があることから、本規定の改正後においても、一定の利便性が保たれるよう措置するもの。

（イ） POWL 銘柄の引受等を行った協会員以外の協会員が POWL 銘柄の委託取引等を行う場合に、顧客への情報提供ツールとして利用している場合がある。

（ロ） 金融商品取引法に基づく開示が行われている銘柄か否かを確認するためのツールとして「POWL 銘柄の一覧表」を利用している場合がある。

(※3) 平成 23 年 6 月の当該情報へのアクセス件数は、1 日あたりわずか 17 件程度となっている。

以 上